

学校法人愛知江南学園役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知江南学園（以下、「本学園」という。）の寄附行為第52条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員である理事、監事と評議員をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、本学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本学園の専任教職員として給与の支給を受ける役員等には、支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員等 報酬
- (3) 退任慰労金の支給は、理事会において決定する。支給する場合は、別表第1に定める額の100分の50を基準報酬額とし、在任期間の年数（端数切捨て）を乗じて得た額の範囲内とする。
- (4) 役員から辞退の申出があるなど正当な理由がある場合は、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬月額、別表第1の俸給表のうちから、理事会で決定する。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員及び非常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、繰り上げ）に支給する。

2 非常勤の評議員に対する報酬の支給の時期は、評議員会など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を

控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等に対する旅費は、愛知県内での出張の場合を除き、別に定める旅費規程による。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用については、役員から辞退の申出がある場合は、支給しない。

(公表)

第7条 本学園は、この規程を学園のホームページに公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の役員の俸給表)

役 職 名	1号俸	2号俸	3号俸	4号俸	5号俸
理事長	840,000円	880,000円	920,000円	960,000円	1,000,000円

別表第2 (非常勤の役員等の報酬等)

職 名	種 別	内 容	金 額	備 考
理 事	報酬	理事会等への出席、法人業務で勤務	月額 25,000円	
監 事	報酬	監事監査、理事会・評議員会等への出席	月額 30,000円	
評議員	報酬	評議員会への出席等	日額 10,000円	交通費含む ※

(※) 複数の業務が同じ日に重なった場合の報酬は、1日分の日額とする。